

令和2年度 居住支援法人活動支援事業 申請いただく際の注意点及び必要書類のご案内

注意点

- 補助金の対象となるのは、交付決定日以降の事業に要した費用です。交付決定日前に発生した費用は補助対象外です。
- 「交付決定」は、あくまでも補助金の上限額の枠を決めるものです。実際に支払われる補助金は、事業完了後に報告していただく完了実績の審査によって決まります。
- 補助金の支払いを受けるためには、本事業にて定められた事業者の要件を満たす必要があります。また、要件が満たされているかを確認するため、必要書類を提出しなければなりません。必要書類については以下を必ずご確認ください。

必要書類

基本項目

NO.	分類	必要書類	応募時 (R2.4.28 ~5.29)	交付申請時 (R2.5/中旬 ~6/末頃)	中間報告時 (R2.9月頃予 定)	完了実績報告時 (R3.2月)
1	支援体制の整備	居住支援法人指定通知書（写し）	○ (昨年度事業の執行率80%以上の法人は不要)	—	—	—
2		居住支援協議会や地方公共団体との連携体制が分かる書類（協議会会則や協議会事業計画書、冊子等）もしくは、居住支援協議会や地方公共団体から相談を受け付ける状態であることや、やりとりのあることが分かる書類	○	—	—	—
3		定款（写し） ※昨年度事業の応募法人で、昨年度以降内容の変更が無い法人は応募時に提出不要	○	—	※変更があった場合は提出	
4		事業実施体制図（任意書式）	○	—	※変更があった場合は提出	
5		法人の組織図（任意書式）	○	—	※変更があった場合は提出	
6		就業規則（管轄労働基準監督署の受理印があるもの） ※昨年度事業の応募法人で、昨年度以降内容の変更が無い法人は応募時に提出不要	○	—	※変更があった場合は提出	
7		専任の担当者の体制説明書（指定様式1）	—	○	※変更があった場合は提出	
8		登記簿謄本（履歴事項全部証明書/直近3ヵ月以内のもの）	—	○	※変更があった場合は提出	
9		決算報告書表紙（法人名・期間が記載されたもの）	—	○	—	—
10		貸借対照表（確定後の直前期分）	—	○	—	—
11		損益計算書または同等の法定帳票（確定後の直前期分）	—	○	—	—
12		雇用契約書または労働条件通知書（署名捺印のあるもの）	—	○	※変更があった場合は提出	
13		賃金台帳	—	直近2ヶ月分	中間報告までのものを提出	1月末までのものを提出
14		給与明細（振込明細）※現金支給の場合は現金出納帳も提出	—	直近2ヶ月分	中間報告までのものを提出	1月末払いまでのものを提出
15		出勤簿もしくは出退勤の管理が確認出来る書類	—	直近2ヶ月分	中間報告までのものを提出	1月末までのものを提出
16		労働保険及び社会保険加入実績を表す帳票（事業所・従業員）	—	○	—	—
17		補助事業申請に関する同意書（指定様式3）	—	○	—	—
18	入居支援前の	相談対応シート（アセスメントシート）（任意様式）	—	ひな形を提出	令和2年7月対応分を提出	令和2年12月対応分を提出
19		業務日誌（指定様式2）	—	ひな形を提出	中間報告までの実施分を提出	1月末までの実施分を提出
20	入居中の支援	業務日誌（指定様式2） ※・定期的な訪問や、TEL、SNS等による人的な見守り ・生活相談や就労支援、緊急時対応 等の場合	—	ひな形を提出	中間報告までの実施分を提出	1月末までの実施分を提出
21		補助対象期間中に、見守り機器を設置したことが分かる書類（「見積書」、「請求書」、「納品書」、「領収書」、「機器の写真」）※機器設置による見守りの場合	—	—	設置した時点のものを提出	設置した時点のものを提出
22		見守りを実施したことが分かる記録（任意様式）	—	ひな形を提出	令和2年7月実施分を提出	令和2年12月実施分を提出
23	去死時亡支・援退	業務日誌（指定様式2）	—	ひな形を提出	中間報告までの実施分を提出	1月末までの実施分を提出
24		契約書等	—	ひな形を提出	中間報告までの実施分を提出	1月末までの実施分を提出

加算項目

NO.	分類	必要書類	応募時 (R2.0/0~ 0/0)	交付申請時 (R2.0/0~ 0/0頃)	中間報告時 (R2.9月頃予 定)	完了実績報告時 (R3.2月)
25	談入 解居 決相	住宅確保要配慮者の入居確認書（指定様式4）	—	—	中間報告までの解決分を提出	1月末までの解決分を提出
26	開 催 強 会 の 加 勉	セミナーや勉強会等が開催されたことが分かる書類（「レジュメ」、「実施記録」、「開催風景写真」）	—	—	中間報告までの実施分を提出	1月末までの実施分を提出
27		請求書、領収書（銀行振込票でも可）※	—	—	中間報告までの実施分を提出	1月末までの実施分を提出

令和元年度の補助事業においては、特に、「NO.6就業規則」、「NO.12雇用契約書または労働条件通知書」、「NO.13賃金台帳」「NO.16.労働保険及び社会保険加入実績を表す帳票」、「NO.19業務日誌」、「NO.27請求書、領収書」の不備が一部の法人で見受けられました。必要書類をよくご確認ください。事業の実施にあたり記録を残して、提出できるようにしてください。